岡本の国会での質問

171-衆-決算行政監視委員会第一…-2 号 平成 21 年 04 月 21 日

○山口主査 これより質疑に入ります。 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)分科員 きょうは、宮内庁に関する質問を幾つかさせていただきたいと思っております。 決算それから行政監視ということの観点からすると、まず冒頭、そもそも各宮家に渡し切りで渡されております皇族費のあり方について少しお伺いをしたいと思います。

皇族費について、その算出の根拠、現在、三千五十万円という金額が法で定められておるようでありますが、この金額に至った経緯、昭和二十二年ですか、二十万円からスタートをしたというふうに聞いておりますが、その算定の経緯、そしてその後の経過を含めどのような形で今現在三千五十万円になっているか、お答えいただきたいと思います。

○風岡政府参考人 お答えいたします。

皇族費の算出の基礎となる定額は、先生御指摘がございましたように、皇室経済法施行法八条によりまして、現在、三千五十万円となっております。皇族費の定額は、昭和二十二年当初は二十万円ということでありましたが、その後、物価の趨勢、職員給与の改善等経済情勢の推移その他の要素を勘案して、その都度改定されてきたところであります。

また、その後、国会審議等におきまして、定額に関する基準を定めるべきという御意見がありました。それを受けて昭和四十三年十二月に皇室経済に関する懇談会を開催いたしまして、御審議をいただき、基準をつくっていただいたところであります。その内容としましては、物価上昇及び公務員給与の改善に基づいて算出される増加見込み額が定額の一割を超える場合に実施するという方針が了承され、自来、この方式により改定が行われてきているところであります。

現在の定額は、平成八年度に改定されたものであります。具体的には、最後に改定が行われました平成二年度以降、定額増加率が皇族費で一二・五%となり、平成七年十二月十八日に開催されました皇室経済会議において改正が必要と認められ、皇室経済法施行法が改正され、今日に至っているところでございます。

〇岡本(充)分科員 まず、昭和二十二年八月に皇族費が二十万円と決められた経緯、その根拠 についてお答えいただきたいと思います。

○風岡政府参考人 定額の二十万の根拠というお尋ねでございます。

これは、当時の皇族の御生活に要する経費というものがもとになっておるわけでございまして、親王と親王妃のお二方の御一家が皇族として相当の品位を保ちながら御生活になる経費、これを四十万というように当時見込みました。そのうち、国として皇族の品位保持のために支給する額というのはその七五%というふうに想定をしまして、三十万というようにしたわけでございます。さらに、その三十万は親王と親王妃お二方及びその共通経費ということでありますので、親王の定額につきましては二十万というように定められたと承知しております。

○岡本(充)分科員 そもそも、親王と親王妃のお二方の御一家が皇族として相当の品位を保ちながら御生活になる経費が四十万円になった根拠をお答えいただきたいと思います。

○風岡政府参考人 数字につきましては詳しい積算の根拠を持っているわけではございませんけれども、その当時の生活の実態というものを踏まえて決められたものというように承知をしておりま

○岡本(充)分科員 私、先ほどちょっと伺いましたら、使用人に対する給与が十五から十六万、御生活費、交際費、用度費、旅行費、営繕費が二十四から二十五万、こういうふうに説明を受けているんですが、これは宮内庁からの説明ではないんですか。

○風岡政府参考人 失礼しました。四十万の内訳ということで御説明をすべきでありましたので、 説明をさせていただきます。

御生活に必要になる経費四十万の内訳としましては、先生から御指摘がありましたように、使用 人に対する給与として大体十五、六万というように想定をし、また、その他の御生活費、交際費、 用度費等々で二十四、五万というように想定をして、全体として四十万ということでございます。

○岡本(充)分科員 それで、ここでちょっと、きょう午後になって改めて質問をしたので、この場でお答えいただかなくても結構ですけれども、二十二年八月以前の皇族費との比較を含め、それ以前の皇族費のあり方、それからこの四十万円の根拠について、もう少し精緻な情報を今後いただきたいと思うんですけれども、お答えいただけますか。

○風岡政府参考人 先生が御指摘いただきましたように、二十二年以降は今のようなやり方で やってきておりますけれども、それ以前につきましては今の方式ではなくて別途の方式で支給をさ れているということでありますので、その辺の状況につきまして、また四十万についてどういう状況 で決まったのかということについてさらに調べまして、別途御報告をさせていただきたいと思います。

○岡本(充)分科員 それから、同じく、法の第六条第三項第五号に載っている独立の生計を営まない女王等、こういった方のいわゆる皇族費の積算、また、先ほどは成年ですが、独立生計を営まない未成年の女王についても同様にその額が定められています。

定額の十分の三掛ける十分の七が成年、それから定額の十分の一掛ける十分の七が未成年ということになっていますが、それぞれの根拠についてもお答えいただきたいと思いますが、もしこの場でお答えいただけないのであれば後刻御説明をいただきたいと思います。

○風岡政府参考人 成年皇族の乗率十分の三、それから未成年皇族につきましては十分の一という乗率になっておりますけれども、これを区分しましたのが昭和四十年でございまして、そのときの国会での審議で私どもが説明をさせていただいたものということで御報告をさせていただきたいと思います。

まず、未成年の皇族につきましては、基本となります宮家の御当主に対しまして、その十分の一程度の経費を見込めば必要な限度の経費が一応賄い得るのではないかという説明をさせていただいております。また、未成年ではなくて成年ということになりますと、さらに未成年の方よりもいろいろな経費がかかるということで、実態等を見まして、これを十分の一ではなくて十分の三というふうに見込んだという説明をさせていただいているところであります。

また一方、成年、未成年の場合のその乗率でございますけれども、十分の七というのを使っておりますけれども、これは、親王、内親王に対しまして、王、女王の場合には十分の七を乗じた額ということになっております。これは、それぞれの御身位とか御活動の実態というものに着目をして十分の七ということになったというように考えております。

七割にした具体的な根拠までは、実は私どもとしても調べた範囲では十分な説明はできませんが、いずれにしましても、御活動の実態を踏まえた数字ということであり、すなわち七割を掛けた金額が御活動に必要な経費というふうに見込まれるということで、十分の七というふうにさせていただいたわけでございます。

○岡本(充)分科員 今の説明では、どうしてこの十分の七が掛かったのか、それから、なぜ成年と 比べ未成年の皇族方が十分の一で済むのかという根拠、さらに、成年になるとそれが三倍になる という根拠に乏しいと思います。

改めて御調査いただいて、後刻で結構ですからお答えをいただきたいと思いますが、お答えください。

○風岡政府参考人 先生から御質問をいただくということで、私どももそれなりに調べてきまして御報告をさせていただいたわけでございますが、限られた時間でありましたので、なお調べまして、 状況がわかりましたら御報告をさせていただきたいというふうに思います。

○岡本(充)分科員 そんな中、私としましては、皇族費の支出の根拠となっている品位の保持に 充てるためという観点で、本当に品位の保持に寄与する支出をしていただいているのかどうかもや はり関心があるわけでありますが、まず、きょうは高円宮家について少しお話を伺いたいと思って います。

昨今、週刊誌報道等でいろいろ出てまいりまして、その品位の保持に大変不都合な話も出ているのではないかと思っておりますが、宮内庁として二〇〇七年二月の週刊文春の報道に対して抗議をこれまでなされたことはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○風岡政府参考人 御指摘がありました承子女王殿下に関する週刊誌の報道ということだと思いますが、当時、憶測を含めました多くの報道がなされていたところでありまして、私どもの立場として、個々の事柄について、私的な側面ということもありますので、一つ一つの事実確認まではしていないところであります。

しかしながら、その内容を見ますと、あたかも女王殿下がお書きになったのではないかとの誤解を読者に生じさせかねず、それによって女王殿下の名誉を著しく傷つけるとともに、女王殿下あるいは母君である高円宮妃殿下のお心を痛めるものについては、宮内庁として抗議を行ったところであります。

いずれにしましても、皇族のお立場を踏まえて行動されることは当然必要なことでありまして、当時、長官会見においても、皇室の方々の御活動が皇室としてふさわしいものであっていただきたいというような旨も述べているところでございます。

○岡本(充)分科員 したがいまして、宮内庁としては、二○○七年二月の週刊文春の承子女王 殿下が書いたと指摘をされたブログについては、本人が書いたものではないとここで断言をされる ということですね。

○風岡政府参考人 先ほども申し上げましたように、記事の一つ一つの事柄については、これは 私的な領域の事柄でありますので、私どもとしても、個別個別にまで事実関係の確認をしておりま せんが、特に誤解を与えるようなところとか女王殿下あるいは母君を傷つけるような部分について は抗議を行ったということでございます。

○岡本(充)分科員 私の質問に答えていただきたいんですけれども、あの記事の内容が事実か 事実でないか、その詳細な一言一句の話をしているわけではなくて、ああいうブログをお書きにな られたことがあるというふうに承知をしているのか。

それは私的なことだと言われますけれども、大変にその品位保持に問題のある内容であったわけでありますから、ああいう文章を、もし事実でないことを書いているのなら週刊文春に対して厳しく抗議をするべきでありますし、傷つけた文章の内容についてのみ抗議をしたのではなくて、事実関係がどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

○風岡政府参考人 重ねてのお答えになりますけれども、ブログ云々というようなことにつきましては多分に私的な事柄でありますので、私どもの立場から私的な領域の事柄について個別個別の事実関係まで確認をするということは差し控えておりますけれども、しかしながら、状況についてお話をお聞きして、宮家の方で明らかにこの部分は違いますというようなことのお話があったようなものについて、しかもそれは重要なものについて私どもとして抗議を行う、そういう姿勢で取り組んだところであります。

○岡本(充)分科員 私は本当に真実でないのであればきちっと抗議をするべきだと思いますし、 国民の皆さんの中で、あれは承子女王殿下がお書きになられたのではないかという話がまだ残っ ているわけですから、そういう意味で、違うのであれば明確に抗議をしなければいけない、そういう ことを私は指摘しているわけですね。

したがって、その中の文言の一つ一つの話ではなく、もしそういうブログを女王殿下が本当に書いていたというのであれば、これはこれでまた品位の問題として大変問題だと思うし、そこは宮内庁としてもきちっと事実関係を明らかにされるべきだと私は指摘をしておきたいと思います。

その上で、もう一点、最近話題になりました同じく高円宮家における女王殿下の進学の話でありますが、そもそも宮内庁としては、こういった皇族方の進学についてはどのように相談を受け、また把握をされているのか、お答えいただきたいと思います。

- ○風岡政府参考人 皇族の方々の大学等の進学先につきましては、御本人の進路の御希望や 各宮家の御教育の方針というものがありますので、それに従って私どもとしても対応しているという ところであります。宮家の方でお考えいただくということがまず先決というふうに考えております。
- ○岡本(充)分科員 先ほど皇族の品位の話がありましたけれども、品位の保持に関して問題があると思われる進学先が候補として挙がってきた場合に、宮内庁としてはそれに対して何らか意見を言われるのか、それとも宮家がお決めになられたらそのとおり御進学をいただくのか、そこのところをはっきりお答えいただきたいと思います。
- ○風岡政府参考人 基本的には、どこでどういう教育を受けるかということについては、やはり宮家で御判断をしていただく事柄だと思いますけれども、特に私どもとしてアドバイスをしなければならないというような事柄があれば、当然、宮家のお世話をする立場としてお話をすることもしなければならない、このように思っております。
- ○岡本(充)分科員 今回のこれまた新聞等でも報道された案件についてちょっとお伺いをしたいわけですけれども、そもそも、城西国際大学という大学については、宮内庁としてはその進学を決定する前に高円宮家から相談を受けておられたんでしょうか。
- ○風岡政府参考人 進学先をどこに選ぶかということについては宮家の方でまず判断をするという 事柄でありますので、私どもは、その後、決まりましてから承知をしたということであります。
- ○岡本(充)分科員 さっきの答弁と違いますよね。さっきの答弁は、しかるべきアドバイスが必要であればアドバイスをすると言っておきながら、今回は、そういう意味では進学が決まってから宮内庁としては承知をした、そういうことですね。それだけ端的にお願いします。
- ○風岡政府参考人 一言だけ追加をさせていただきたいと思いますが、私ども、福祉の関係の事柄について勉強したいということで、そういうようなところの大学に行きたいという話は承知をしておりましたけれども、具体的にどの大学ということについてはお決めいただいてからお話をお伺いした、こういうことであります。

○岡本(充)分科員 だから、それは先ほどの答弁と違うわけですよね。必要なアドバイスがあればアドバイスをすると言っておきながら、大学が決まってからこれを聞いて、事後承諾というような形で宮内庁は後から追っかけているという話です。

城西国際大学、別にこの大学がどうこうと言うつもりは僕は正直、最初なかったんですが、いろいろ調べると、何か問題が過去にあったというような話がるる出てくるわけですね。

きょうは法務省にも来ていただいておりますが、城西国際大学の留学生の不正就労問題についてはどのような問題があり、その後、現在どういうふうな状況になっているか、お答えいただけますか。

○高宅政府参考人 お尋ねの城西国際大学につきましては、個別の事案に関する事柄でございますので、その詳細については答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、同大学におきましては、過去に外国人留学生の退学者が多くいた、そして、その中で不法残留となるケースが相当数あったということは承知しております。

ただ、こうした事態に対しまして、当時、東京入国管理局において、留学生の募集や選考の方法、あるいは在籍管理、生活指導等について改善の指導を行いまして、現在においてはそのような状況は改善しているものと承知しております。

○岡本(充)分科員 昨年は在学生五人が集団強盗を繰り返していたということで、これは検挙を されているというふうにも報道をされております。

きょうは私学部長もおいででありますけれども、こういった事実は文科省としては把握をされているんですか。

○河村政府参考人 私学経営上の問題としては、このことについて逐一報告を受けたということは ございません。

○岡本(充)分科員 きょうは私学部長にもお越しいただいていますけれども、城西国際大学の福祉総合学部入学状況というのを調べさせていただきました。定員が、平成十八年以降、三百五十、三百五十、三百、ことし三百六十です。合格者数が、平成十八年が三百四十二、平成十九年が三百二十七、ところが、平成二十年が百七十四、そしてことしは百十二人なんですね。募集定員が三百六十人のところに百十二人のみの合格者、こういう状況の大学です。

一般的に定員が五〇%割れになるとかなり経営が厳しくなるかと思うんですが、文部科学省として、定員が五〇%を割れている、こういった大学にはどういう措置をとられていますか。

○河村政府参考人 今御指摘がありましたのは、城西国際大学の福祉総合学部の定員に関する 問題でございます。

学校法人の経営に関しましては、その設置する学校全体の状況を踏まえて考える必要があるというふうに認識をしておりますので、すべてのケースで、一定の学部の定員未充足の状況があるということが直ちに経営状況全体に大きな影響を与えるというわけではございません。

ただ、各学部の定員の充足状況に応じまして、五〇%を割っている場合には補助金が不交付になるケースはございます。ただ、これもやはり学校全体で見てのまた判断をいたしますので、五〇%の現員を持っていない場合に直ちに不交付というふうになるわけでもございません。

〇岡本(充)分科員 私は質問通告していたはずなので、では、城西国際大学は、現状、経常費補助金はどのように支給をされているんですか。

○河村政府参考人 城西国際大学を含む私学助成の全体の考え方でございますけれども……

(岡本(充)分科員「全体じゃないです。城西国際大学が幾らもらっているのかという話をしているんです」と呼ぶ)金額でございますか。ちょっとお待ちください。(岡本(充)分科員「通告していますよ。とめてください、時計を」と呼ぶ)済みません、ちょっと今調べます。

○河村政府参考人 失礼いたしました。

城西国際大学に対しましては、平成二十年度の私立大学等経常費補助金といたしまして三億四千五百万円余りが交付をされております。(岡本(充)分科員「二十一年度は」と呼ぶ)二十一年度はまだ交付決定いたしておりません。

○岡本(充)分科員 経常費補助金の取り扱いというのは、私が調べましたところ、在籍学生数の収容定員に対する割合が五〇%以下である学部等に対する経常費補助金を不交付にする、こういうふうなことが決められているんだろうと私は承知をしています。

先ほどもお話をしましたけれども、この大学の福祉総合学部、ことしの入試の結果というのをホームページで公表されていますが、三百六十人の入学定員に対して、AO方式入試が受験者数が三十八人で二十九人合格、推薦入試が受験者数が五十二人で五十一人合格、一般入試が受験者数が二十六人で十六人合格、一般入試(センター利用)が受験者数が十六人で合格が十六人ということで、これを足し合わせていくと、先ほどお話ししました百十二人の合格者ということになるんだろうと思いますが、かなり少ない状況になっている。

こういう状況にある大学が、文部科学省としては、これは問題がないというふうにお考えなのか、 何らかやはり措置をとる必要があるとお考えなのか、そこはいかがですか。

○河村政府参考人 学校法人の経営については、先ほども少し申し上げたところでございますけれども、その設置する学校全体の状況を踏まえて考える必要がございます。

学校法人城西大学は、城西国際大学のほかに城西大学など、二つの大学、短大を持っております。ですので、その設置する学校全体の状況を踏まえて考える必要がございますから、すべてのケースで、一つの学部の定員未充足の状況が直ちに全体の経営状況に大きな影響を与えるわけではないというふうに認識をしております。

ただ、一般論として申し上げれば、個々の学校法人の収入の大部分は入学納付金、学生からの納付金が占めておりますために、定員未充足の状態が継続する場合には改善に向けた取り組みを講ずる必要が出てくる場合がございます。

○岡本(充)分科員 したがって、きょうは宮内庁の方にお越しいただいていますけれども、本当に それが進学先として、宮内庁は後から知ったと先ほど言われましたけれども、皇族の皆様が品位 を持って、ああ、さすがだなと国民の皆さんに思っていただける大学なのかどうかということもあわ せて、やはり事前に検討していただかなきゃいけないんじゃないかと思うんですね。

それぞれ進みたい学部がある、それは結構なことだと思いますが、何もこの大学だけにしかないわけでもありませんし、もっと言えば、おひとり住まいをされるということであれば、警備をするために警備費も別途かかってくるわけでありまして、それ相応の合理的理由をやはりつくっていただかないといけないんじゃないかということを重ねて指摘させていただきたいと思いますが、今の答弁を聞いてどのようにお感じになられたか、次長からお願いします。

○風岡政府参考人 今回、進学先を決定するに当たりましては、学習院の方とも相談をしまして、 学習院の薦めで城西国際大学の福祉総合学部の方を選ばれたというように承知をしております。 いずれにしましても、今のようなお話の事情は私も御指摘を受けて承知したわけでございますけ れども、女王殿下には当然お立場を自覚した大学生活というものを送っていただけるよう願ってい るところであります。 ○岡本(充)分科員 官房長官にお越しいただけましたので、ここでちょっと一つだけ御質問させていただきたいと思います。

いわゆる皇室典範に関する有識者会議、これが昨年末で解散をしたというふうに私は伺いましたが、今後、いわゆる女性もしくは女系天皇の是非についての議論はどのように進められるのか、もしくはしばらく進められないお考えなのか、その辺、政府としてはどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

○河村国務大臣 安定的な皇位の継承を維持するということは、これは国家の基本に関する大事な課題であるというふうに思います。我が国にとりましても極めて重要な問題であるという認識のもとに立って、政府としても、国民各層のさまざまな議論を十分踏まえながら対応していかなきゃいかぬ、こう思っております。

皇室典範の改正を含めて検討するということで、有識者懇においての報告もいただいておるところでございます。そこにおいては、象徴天皇にふさわしい継承制度のあり方について、国民の理解と支持を得られるものであること、伝統を踏まえたものであること、制度として安定したものである、こういう視点から検討をされております。そういうことも含めて私どもとしても慎重に検討をする必要がある、また国民の皆さんのいろいろな御理解を得ながらやっていく課題であろう、こう思っておるところでございます。

ただ、今の時点において、具体的にいつどのようにこれを検討する、そうした時期について申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○岡本(充)分科員 また、そういう意味では、唐突に降ってわくような話では困るわけで、現時点では、秋篠宮殿下よりお若い男性皇族はお一方しかいないという状況であるわけでありますから、当然のこととして、今の皇室典範が続く限りは、皇族の方がこれからそういう意味ではふえられることを祈りたいですけれども、ふえられるとも限らない。そういう中で、では、この状況をこのまましばらく様子を見させてくださいといって、また急に降ってわくような話はやめていただきたいと思います。それと、もう一点確認なんですが、後から私の同僚の津村委員からもしかしたら指摘があるかもしれませんが、天皇陛下の公務の軽減についての検討ということも恐らくなされていると思いますが、昭和天皇の御病状が悪化されたときに摂政を置かなかったのはどういった理由だったのかということをお答えいただきたいと思います。

○風岡政府参考人 昭和天皇の当時の御容体について、冒頭説明をさせていただきたいと思います。

昭和六十二年八月に御発病になりまして、九月に手術を受けられ、その後、実は回復をされまして十月に御退院というふうにされております。さらに、その後の状況ですけれども、翌年の昭和六十三年の九月に吐血をされましてから幾度も危機的な状況があったわけですけれども、それを乗り越えられまして昭和六十四年をお迎えになられたわけでございます。しかし、同年の一月七日の午前四時過ぎに御容体が急変をいたしまして、同日午前六時三十三分に崩御あそばされたという状況がございます。

そういう状況でございますので、御病状の経過から見ますと、御容体が急変をいたしまして崩御までの間が非常に短かったということでありまして、内閣の助言と承認により皇室会議の議を経ての摂政を置くということには至らなかったというように承知をしております。

○山口主査 岡本充功君、質疑時間が終わっておりますので、簡潔にお願いします。

○岡本(充)分科員 はい。

今の陛下におかれましても大変な御公務と聞いておりますし、そこはどういうふうなあり方がいいのか、ぜひ政府の中でも改めて検討していただきたいとお願いして、私の質問を終わります。